

岩手県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年1月10日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸浩  
岩手県監査委員 五味 克仁  
岩手県監査委員 中野 玲子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県東京事務所	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県一関児童相談所	〃	〃
岩手県立二戸高等看護学院	〃	〃
岩手県大阪事務所	〃	〃
岩手県名古屋事務所	〃	〃
岩手県福岡事務所	〃	〃
中部農業改良普及センター	〃	〃
岩手県立一関第一高等学校	〃	〃
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	〃	〃
岩手県立伊保内高等学校	〃	〃
岩手県立福岡高等学校	〃	〃
岩手県北上警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事項が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。